

昭和区「みんなにやさしいまちづくり協力店舗・事業所」ステッカー交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の本人及びその家族に対する支援に積極的に取り組む店舗・企業・団体・事業所等（以下「店舗・事業所」という。）に対し、「みんなにやさしいまちづくり協力店舗・事業所」ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付することにより、認知症の人や家族、だれもが住み慣れた昭和区で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(交付対象)

第2条 ステッカーの交付対象は、昭和区内に事業所の所在地を有し、認知症サポーター養成講座受講者が事業所内で1名以上在籍している事業所とする。

(交付手続)

第3条 ステッカーの交付を希望する事業所は、「みんなにやさしいまちづくり協力店舗・事業所」ステッカー交付申請書（様式第1号）を昭和区内のいきいき支援センター（以下、「いきいき支援センター」）に提出しなければならない。
この場合において、当該店舗・事業所がステッカーの交付を受けた記録を区役所、保健センター、いきいき支援センター等の行政機関が利用することについて、同意するものとする。

2 いきいき支援センターは、前項の申請内容が適当と認めるときは、ステッカー（様式第2号）を交付するものとする。

(交付後の遵守事項)

第4条 ステッカーの交付を受けた店舗・事業所は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付されたステッカーを事業所の区民に見やすい場所に掲示すること。
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 交付されたステッカーが不用となった時は、すみやかに返還すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、昭和区認知症専門部会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。